

## 【法人運営における留意事項】

令和7年度に行った一般検査において指摘が多かった項目や注意を要する項目を掲載いたしますので、今後の施設運営において御留意くださいますようお願いいたします。

	項目	指摘事項
管理運営	役員構成等	・ 監事の選任に当たっては、現監事から過半数の同意を得ること。
		・ 役員又は評議員の選任に際し、就任承諾書等の必要書類を遺漏なく徴収し整備すること。
		・ 理事について、定款で定めた員数を選任すること。また、法人が設置する施設の管理者を選任すること。
		・ 評議員会を2回以上続けて欠席した評議員について、名目的、慣例的な選任とならないよう出席を促すこと。
		・ 監事と特殊関係にある者が評議員として選任されていたため、速やかに法令に基づく適格者に選任し直すこと。
	理事会・評議員会	・ 評議員会の開催については、開催日時、場所及び議案の概要を理事会において決定した上で評議員に対し通知すること。
		・ 理事会、評議員会の招集については、開催の1週間（中7日間）以上前までに通知すること。
		・ 決算承認理事会と定時評議員会の開催に当たっては、中14日間を確保すること（※）。
		※決算承認理事会の翌日から起算して15日目以降に定時評議員会を開催する。
		・ 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況について、実際に開催された理事会において、法令又は定款の定めるところにより報告し、その旨を議事録に記載すること。
		・ 理事会の招集手続を省略する場合には、同意書を徴する等によって理事及び監事全員の同意を得ること。
	その他	・ 登記事項（資産の総額を除く）に変更が生じた場合には、変更が生じてから2週間以内に変更登記を行うこと。
		・ 監事全員が欠席した理事会があったため、監事が出席できるよう理事会の日程調整を行うとともに、監事に出席を促すこと。

## 【法人運営における留意事項】

	項目	指摘事項
会計	計算書類等	・ 計算書類のうち作成すべき様式に不足が見られたため、適正に作成すること。
		・ 計算書類の附属明細書について、作成すべき明細書が作成されていないため、遺漏のないように作成すること。
		・ 計算書類に対する注記に誤り（様式、注記事項及び金額の記載等）があるため、会計基準省令等に基づき適正に記載すること。
	会計処理	・ 会計責任者と出納職員の兼務は行わないなど、内部牽制に配慮した事務処理体制をとること。
		・ 収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに開催の理事会において承認を受けること。
		・ 各引当金について、適正に計上すること。
	契約事務	・ 随意契約において見積の徴取件数に不足が見受けられたため、契約の種類及び金額に応じた必要数の見積を徴取し、比較検討を行うこと。
		・ 業務委託契約等の継続的な契約については、見積りの徴取などにより価格の妥当性を検討するなど、定期的に契約内容の見直しを行うこと。また、契約を更新する場合には稟議の上決定すること。
		・ 契約書の作成を省略する場合でも、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴すること。
	経理規程	・ 修正を要する箇所が見受けられるため、社会福祉法人モデル経理規程を参考に改正を行うこと。

以下の通知等は指摘等の根拠となるものです。内容を確認の上、適正な法人運営に努めてください。なお、通知等の発出日は当初の日付であるため、インターネット等で情報を検索する場合には、改正状況に御注意ください（改正前の情報も掲載されている場合が多い）。

○指導監査ガイドライン（社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について「別紙」（平成29年4月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知））

○社会福祉法人モデル経理規程（全国社会福祉法人経営者協議会編）

○社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）

○社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局長等連名通知）

○社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等連名通知）

○社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等連名通知）